

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	ADR 機関の有効活用
法改正を必要とする理由	<p>●ADR 機関について</p> <p>ADR 機関として、文化庁の著作権紛争解決あっせん委員による斡旋(著作権法 105 条以下)が事実上機能していないように思います。この制度も法的効力や執行力について再検討され裁判所との連携をはかるなどにより使いやすい制度にしていただきたいです。</p>
改正条項及び内容	第 105 条以下
団体名	株式会社小学館プロダクション

(121)

(122)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<ol style="list-style-type: none">著作権紛争解決あっせん委員の委嘱対象者に「学識経験者」とともに「実務経験」を有する者を加えること。あっせん手続きが代理人によって行うことができるとともに、その代理人資格についても明記すること。
法改正を必要とする理由	<ol style="list-style-type: none">あっせん委員の委嘱について、過去の事例では3名の委員のうち、著作権実務専門家から1名が委嘱されているようであるが、法文上「学識経験者」のみの表示では実務家があっせん手続きに関与するとは判断し難い。利用者である国民が著作権実務専門家の関与により社会条理にかない、実情に即した解決が図られる手続きとして、安心して利用できる手続きとするために、あっせん委員の選任について「実務経験者」を有する者の中からも委嘱されることを明記する必要がある。さらに、本章に定めるあっせん手続きが東京都で行われるという実情等から、遠隔地のあっせん当事者にも便利で利用しやすいものとするために、手続きの全てにわたって代理人によつて行うことができることを明記するべきであり、代理人の資格についても明らかにする必要がある。
改正条項及び内容	<p>第六章 紛争処理及び著作権法第105条</p> <p>・第105条第2項：</p> <p>現行：委員は、文化庁長官が、著作権又は著作隣接権に係る事項に関し学識経験を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委嘱する。</p> <p>改正：委員は、文化庁長官が著作権又は著作隣接権に係る事項に関し<u>学識経験及び実務経験</u>を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委嘱する。</p> <p>・第六章 紛争処理：</p> <p>新設：弁護士及び法令により、著作権又は著作隣接権に係る事項に関し代理人として裁判外紛争処理を行うことができる者は、<u>当事者の代理人として本章に定めるあっせんに關する手続を行ふことができる</u>。</p>
団体名	日本行政書士会連合会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権仲裁審判機関の創設 デジタルコンテンツ流通が著作物の主要な流通、伝達手段となり、同時にコンテンツの配信技術や利用方法が極めて多様化する昨今、権利者と利用者の協議による問題解決だけでは合意形成に時間がかかることから、社会の要請である著作物の迅速な流通等の実現のため、新たな機関を創設する必要がある。
法改正を必要とする理由	ユビキタス社会において著作物の創作や制作・流通はほとんどの場合デジタルコンテンツとして、ネットワークインフラ経由で配信、認証、課金され、利用されることになる。このような技術基盤における社会ではコンテンツ流通やコンテンツの使用形態はますます多様化し、これまでの著作物を複製物として販売し、購入者による複製物の所有と利用という形態から、複製物を販売・所有せず利用するのみといった形態が出てくるなど、従来からある著作物の利用許諾システムや利用料率等の規定を前提とした権利者と利用者（サービス提供者）の協議では迅速な解決ができない利用の形態が増加している。このため、技術の発展速度や利用者ニーズの多様化に対応すべく、迅速に権利問題を解決する仕組みが必要となってきている。 一定期間の権利者と利用者の協議により利用料率を含む権利問題が解決しない場合は、公的機関としての仲裁審判機関による、迅速な仲裁審判制度により解決することで、新しいデジタルコンテンツを遅滞なく世に出すことが可能になり、利用者の要望に速やかに答えることで市場形成が期待できる。このように、権利問題解決の仕組みを充実することが結局は権利者、事業者の双方にとっても有益であり、また日本のデジタルコンテンツ産業のレベルアップと国際的な競争力を確保できる手段であると思われる。 その仕組みとして、著作権仲裁審判機関を文化庁に所属する機関として創設することが望ましく、従来の仲裁・裁定による著作物の利用（67条や68条の規定）等および紛争処理（105条—111条）等に加え、デジタルコンテンツ流通全般にも拡大適用できるような新たな法制度として創設し、この仲裁審判機関を積極的に活用することにより、新しい利用に伴う権利許諾や適正な権利使用料等を迅速に決定できるようにする必要があると思われるから。
改正条項及び内容	著作権法に著作権仲裁審判についての新たな章を設け、機関の目的、組織、機能等を明確にする。目的については従来の第二章第八節（裁定による著作物の利用および第六章（紛争処理）を含むものとする。67条、68条、105条—111条も含むものとする。
団体名	社団法人音楽電子事業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	公衆送信権の侵害等で損害額の立証が困難な場合に、具体的な損害額の立証がなくても一定金額の賠償金を損害額と認定できる制度（法定賠償制度）を導入すること。
法改正を必要とする理由	<p>公衆送信権の侵害等新たな利用形態による侵害が行われた場合、損害額を算定することは困難であり、そのことが著作権者等が権利の行使を行うことの支障となっています。そこで、簡易迅速な権利行使を可能とする賠償制度が必要であると考えます。</p> <p>なお、具体的な金額については、著作物の性質によってかなりばらつきがあるため、（例えば、コンピュータプログラムについては、数千円のものから、業務用の百万円を超えるものまで価格は様々である）100万円を基準とし、被侵害者からの反証によって賠償額を限定する制度を検討するべきであると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第114条 114条4項として以下の条項を追加する。</p> <p>「4 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、一著作物につき100万円を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。ただし、損害の額が100万円に満たないとする事情があるときは、当該事情に応じた額を控除するものとする。」</p>
団体名	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	現行法において、法定賠償制度を導入されたい
法改正を必要とする理由	<p>近年、インターネット等を利用してした著作権侵害が急増している。これらの侵害行為を民事訴訟で提起するに当たり、ダウンロードされた回数（侵害の回数）を立証することは権利者にとって極めて困難であるし、送信可能化権（ないし自動公衆送信権）については権利者の「損害」の定義が明確でないため、損害の立証は困難というのが現状である。</p> <p>そこで、権利の実効性を担保するため、無断インターネット送信に係る著作権侵害については、侵害された1著作物につき一定額を損害額とみなす「法定損害賠償制度」を導入するべきである。</p>
改正条項及び内容	著作権法第 条
団体名	知的財産国家戦略フォーラム

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	法定賠償
法改正を必要とする理由	<p>著作権に対する侵害事案については、近時、デジタル化の進化により瞬時に大量の侵害が可能となり、侵害総数の把握が困難な場合も多くなっている。また、証拠保全が強制力を有さない等の理由により、侵害の証拠が消去され、立証が困難とされる場合もある。このように損害額の立証が困難な場合に、具体的な損害額の立証がなくとも一定金額の賠償金を損害額と認定できる制度の導入をする必要がある。</p> <p>なお、具体的な金額については、著作物の種類によって顕著な差が存在する（特にビジネスソフトウェアについては、使用許諾料が数万円以上のものも多い）ことから、金100万円を基準とし、侵害者の反証によって賠償額を限定する制度を新設するべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>第114条第5項（新設）</p> <p>著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失により著作権を侵害した者に対し、著作者又は著作隣接権者の選択により、第1項から第3項に基づく損害の額の推定又は賠償請求に代えて、一著作物につき100万円を自己が受けた損害の額として請求することができる。ただし、その損害の額が100万円に満たないとする相当の事情があるときは、当該事情に相当する額を控除するものとする。</p>
団体名	ビジネス ソフトウェア アライアンス

(124)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権侵害に対する損害額の算定方法に、法定賠償額を定める規定を導入するよう、要望します
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>近時の知的財産権の保護に対する認識の高まりを背景として、権利の確立等の著作権法の整備が図られてきました。訴訟手続面においても、知的財産固有の困難性・特殊性を反映した制度整備が進められてきたところであります。</p> <p>著作権法を巡っては、著作物の利用行為の多様化に伴い、特にインターネット等における公衆送信権・送信可能化権侵害が多発しているところ、そのような事案では損害額の算定が困難であり、かつ侵害件数が多いことから、それに相応しい裁判手続（簡便迅速な損害額の認算定方法）について、整備を図ることが望ましいと考えます。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>上述（1）のとおりの必要性に基づき、著作権法114条の規定中において、同条2項の損害賠償額の最低額を、インターネット等における公衆送信権・送信可能化権侵害については、一著作物当たり10万円と定め（ただし、10万円を下回る事情があるときは、その事情に応じて減額する）、損害額の立証に不毛な労力をさかなくとも、簡易迅速に損害賠償を請求することを権利者が選択できるようにする必要があります。なお法定賠償額については、適正なものとなるように一定期間毎に見直されるべきとするのが適当であると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法114条2項</p> <p>著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。<u>ただし、著作権を侵害した者に対して請求することのできる金額は、侵害された著作物一個あたり金一〇万円を下らないものとする。</u></p> <p>改正附則</p> <p>新著作権法第114条第2項の規定中の額は、改正法施行の日から3年以内に見直されるものとする。</p>
団体名	社団法人日本映像ソフト協会

(124)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権の実効性を高めるため、インターネットを利用した自動公衆送信権(送信可能化権を含む。)の侵害については、「法定損害賠償制度」を導入すべきである。
法改正を必要とする理由	デジタル技術の急速な進展により、デジタルデータに変換された著作物に対する侵害行為が飛躍的に増大している。特にファイル交換などネットワーク上における著作権侵害については、ダウンロードされた回数の立証が困難であるため第114条第1項又は第3項に基づく請求が難しく、侵害者に利益がない場合が多いため同条第2項も適用できないことに加え、送信可能化権の侵害による損害も立証することが難しい。こうしたことから、被害者としては、事実上、第114条の5の規定に基づく裁判所の職権による認定のみを頼みの綱とせざるを得ない状況であり、十分な司法救済が図られているとはいえない。
改正条項及び内容	第114条の5(相当な損害額の認定)の規定の中に、インターネットを利用した自動公衆送信権(送信可能化権を含む。)の侵害により生じた損害については、政令で定める額を損害額とみなす旨を定める。
団体名	社団法人日本音楽著作権協会

(124)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	法定賠償
法改正を必要とする理由	デジタル社会・インターネット社会において、容易に大量に著作権の侵害行為が行なわれている現実、その違法行為の痕跡を瞬間に消去できる状況、各当事者の違法行為と証拠との距離に照らした損害賠償制度の強化が必要である。例えば、インターネットを通じて著作物が著作権者に無断でアップロード、送信、ダウンロードされる場合（公衆送信権・送信可能化権侵害）、権利者が個々のアップロード数や送信数の総数を把握するのは非常に困難であり、違法行為の容易さに比して損害賠償請求が甚だ困難で、制度として侵害しないことへのインセンティブが担保されていないという状況を改正する必要がある。また、その他の場合であっても、前記のデジタル著作物の違法行為の性質上、権利者側で違法行為の立証をすることが困難な場合があることから、著作権者が選択できる損害賠償規定の1つとして、具体的な損害額の立証がなくても一定金額の賠償金を損害額と認定できる制度の導入をすべきである。
改正条項及び内容	第114条に著作権者が選択的に請求できる1著作物あたり10万円を法定賠償額とする旨の条項を新設。
団体名	社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	法定賠償制度の導入
法改正を必要とする理由	インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多い。従って、最低限度の損害賠償請求額を法定しておくことによって、権利者が迅速に損害賠償を請求することができるようにする必要がある。
改正条項及び内容	<p>著作権法第114条第2項に但し書を追加 「著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。<u>ただし、著作権者又は著作隣接権者が損害額を算定することが困難な場合には、一著作物又は一レコードにつき、金十万円（＊）を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができるものとする。</u>」</p> <p>*金額については一定期間経過後に見直すものとする。</p>
団体名	社団法人 日本レコード協会

(125)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	推定賠償
法改正を必要とする理由	デジタル著作物の侵害行為は、いつでもどこでも、他人の目には見えないところで、瞬時に行われ、その証拠もいつでも消去することができる。このため、権利者が侵害された著作物の全数を立証することはほとんど不可能に近い。このため、裁判実務ではかなり控えめに数の認定がなされていると考える。例えば、ソフトウェアのバージョンなどは考慮されていない。他方、いつからいくつ著作物を侵害したのか一番明確に知っているのは侵害者である。このような状況にもかかわらず、侵害者に対して侵害数の立証（反証）責任を一切負担しないことは、真実発見、公平、適法行為へのインセンティブの全ての点で反する。従って、公平等の観点から、目に見える一部の侵害の2倍の侵害があったことを推定し、これを侵害者が反証する侵害の数量の規定を導入すべきである。
改正条項及び内容	第114条に、目に見える侵害数を超える侵害があることを推察させる事情がある場合、著作権者の選択的な請求により、目に見える一部の侵害の2倍を推定とし、これを侵害者が反証する推定規定を新設。
団体名	社団法人 日本パソコン・コンピュータ・ソフトウェア協会

(126)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	創作性が欠如している場合など、権利の存在が明確でない場合に、著作権を根拠として権利主張を行うことは違法であることを明確にし、著作権にかかる無用の紛争を抑制すべきである。
法改正を必要とする理由	著作権に基づく権利主張は、最終的には裁判をもって判断されることとなるが、その権利が正当に成立しているものか否かは主観的な要素を包含している。このため、権利を主張する者にとって「まずは著作権で主張してみる」とする安易な姿勢になりがちである。近年の判例を見ても、原告が主張した権利について、著作物性（創作性）が否定され、結果として敗訴するケースが後を絶たない。このことは、著作権侵害を請求原因として行過ぎた権利主張の温床となっている可能性を示唆するものである。 理想的には著作物性についてより明確な判断基準を策定できればよいが、現実にはそれは困難な作業である。このため、過度な権利主張に対しては不法行為が成立することを明文をもって定め、不当な権利行使を抑制すべきである。
改正条項及び内容	著作権法第7章 本章に条文を新設し、著作者でない者が著作権を主張した場合には、その主張を受けたものは当該主張に伴う損害賠償を請求できる旨を明示する。
団体名	社団法人情報サービス産業協会

(127)

著作権法改正に関する要望事項

(株式会社サンライズー1)

要望の趣旨	著作権を侵害した者に対する罰則上限の引き上げ
法改正を必要とする理由	<p>典型的な財産罪である窃盗罪（刑法第235条）や、特許権侵害罪（特許法第196条）、商標権侵害罪（商標法第78条）に比し、著作権侵害者に対する罰則の上限が低い。この不均衡には合理的な理由が見出しがたい。</p> <p>著作権侵害をした者が刑事罰を科される場合、たいていは略式起訴による罰金、悪質と思われるケースであっても執行猶予が付された懲役刑であることが多く、著作権侵害に対する一般予防効果が十分でない。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第119条</p> <p>現行「三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金」を、「十年以下の懲役又は三億円以下の罰金」とすべきである。</p>
団体名	

(127)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権侵害に対する更なる罰則の強化
法改正を必要とする理由	<p>東南アジア諸国の映像コンテンツ無断使用については、新聞紙上でも話題になっておりますが、写真コンテンツについても同様であります。当協会の事例では韓国の業者と提携してカレンダーを制作し、日本と韓国で販売するものでした。使用された写真コンテンツはすべて日本側が著作権者の印刷物を無断で提供したものでした。また外国で印刷しているにもかかわらずPrinted in Japan 表記をし再輸入で税関を通し、日本で販売し利益を得るというものです。この場合直接の制作は韓国側であり、日本の裁判では悪意ある第三者として立証し勝訴しましたが、韓国側は本国での裁判はないと見越し、自分の会社で複写して使用したと証言までしています。これは直接著作権侵害に問われないと判断して、日本の取引業者を助けるための行為です。このように属地主義の原則も知つており、又著作権法の弱点を利用した行為による事例が多くなっております。外国でも提訴できるまでの著作権法の保護政策として更なる罰則・罰金の強化を要望いたします。</p> <p>この結果、日本の裁判で得た賠償金をもって自己負担でも東南アジア諸国での裁判に対抗できるよう要請します。</p>
改正条項及び内容	著作権法第119条
団体名	社団法人日本広告写真家協会

要望の趣旨	バー、キャバレー等での音楽著作物の演奏等（カラオケ等）については、著作権法に違反した営業を行なっている施設が依然として多いことから、現行の著作権法での罰則規定（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）を大幅に強化していただくよう要望します。
法改正を必要とする理由	<p>現在、バー、キャバレー、スナック、飲食店、旅館等での音楽著作物の演奏等における利用については、当団体傘下の生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合においては、（社）音楽著作権協会と基本協定、業務協定を締結し、加入組合員に対して（社）音楽著作権協会との管理著作物の包括的利用許諾契約の締結を促進するなど著作権法の遵守を指導しております。</p> <p>然るに、生衛組合に加入していない事業者は、大半が著作権法を無視し又は無理解のまま、違法な営業を行なっているものと思料され、組合員の間では正直者が馬鹿見るとの不公平感が強まっております。</p> <p>このため、現行の著作権法の罰則規定を大幅に強化して、これを啓発することにより違法営業を減少させる必要があると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第119条</p> <p>次の各号のいずれかに該当するものは、<u>5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>1 著作者人格権、著作権、出版権・・・・・・・</p>
団体名	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会

要望の趣旨	バー、キャバレー等での音楽著作物の演奏等（カラオケ等）については、著作権法に違反した営業を行なっている施設が依然として多いことから、現行の著作権法での罰則規定（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）を大幅に強化していただくよう要望します。
法改正を必要とする理由	<p>現在、バー、キャバレー、スナック、飲食店、旅館等での音楽著作物の演奏等における利用については、当団体傘下の生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合においては、（社）音楽著作権協会と基本協定、業務協定を締結し、加入組合員に対して（社）音楽著作権協会との管理著作物の包括的利用許諾契約の締結を促進するなど著作権法の遵守を指導しております。</p> <p>然るに、生衛組合に加入していない事業者は、大半が著作権法を無視し又は無理解のまま、違法な営業を行なっているものと思料され、組合員の間では正直者が馬鹿を見るとの不公平感が強まっております。</p> <p>このため、現行の著作権法の罰則規定を大幅に強化して、これを啓発することにより違法営業を減少させる必要があると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第119条</p> <p>次の各号のいずれかに該当するものは、<u>5年以下の懲役又は500万円以下の罰金</u>に処する。</p> <p>1 著作者人格権、著作権、出版権・・・・・・</p>
団体名	社団法人全国生活衛生同業組合中央会